

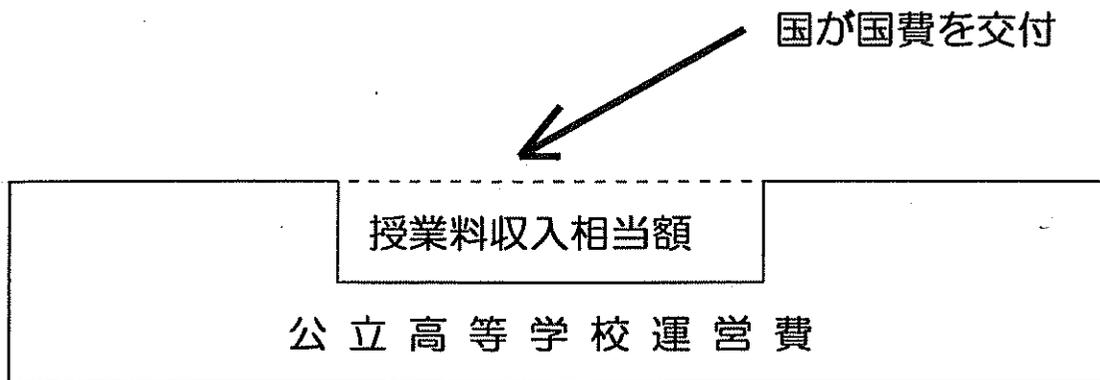
# 高等学校の授業料無償化について

## ○制度の趣旨

全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため  
国が授業料相当額を負担する

## ○制度の概要（公立高等学校）

生徒から授業料を徴収しない



## ○例外的に徴収する場合

- 1) 既に高等学校を卒業している者
  - 2) 標準修業年限を超えて在学している者で、その理由が休学、留学、病気療養等のやむを得ない理由でない者
- ※ 専攻科に在学している者

## ○今後の対応

- 1) きめ細かな周知
- 2) 参考資料の配付など学校に対する支援
- 3) 市立高校との情報の共有
- 4) 法律の成立を踏まえた条例改正